

国民年金保険料の納付方法

国民年金保険料は支払方法が選べます！



(1) 納付書



(2) 口座振替



(3) クレジット

- 納付書は銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口、またはスマートフォンアプリによる電子決済、電子納付（ペイジー、インターネットバンキング等）で納付できます。
- 保険料を早めに納めること（前納）により、保険料が割引になります。
 - * 前納制度と口座振替をセットにすることで、さらに割引になります。
 - * 20歳到達月からの前納を希望する場合は、お早めに年金事務所へご連絡ください。
- 定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。付加年金額（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。
 - * 付加保険料の納付は申出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望される場合は、お早めにお申し出ください。

学生納付特例制度

- 前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

学生納付特例制度のメリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに、障害基礎年金を受け取ることができます。

■対象になる方

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校[※]に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程に在学している方

保険料を納められないときは、未納のまま放置せず必ず学生納付特例を申請しましょう。

免除・納付猶予制度

収入の減少や失業等により、国民年金保険料を納められない場合があります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、保険料を「免除」または「猶予」する制度があります。

詳しい内容は日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）でご確認できます。